

議案第47号

多可町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

多可町防災会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和元年6月3日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町防災会議条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町防災会議条例（平成17年多可町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項第6号中「多可消防署長」を「の職員のうちから町長が任命する者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

多可町防災会議条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 北はりま消防組合<u>多可消防署長及び消防団長</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>	<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 北はりま消防組合の<u>職員のうちから町長が任命する者及び消防団長</u></p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>6～8 (略)</p>